

追悼

明治生まれの「巨星墜つ」 — 故 渡部喜十郎会員を偲ぶ

会員 北村 忠彦

元日弁連会長・故渡部喜十郎会員は、2004（平成16）年10月11日、102歳7か月の生涯を閉じられました。

故人は1902（明治35）年3月、愛媛県北条市の小百姓の家に12人兄弟の末子として生をうけ、1920（大正9）年、北予中学校卒業後上京。人力車夫等をしながら夜学に通い、1929（昭和4）年、高等試験司法科合格。弁護士一筋の生涯でした。

この間、苦学生時代と1944（昭和19）年の二度に亘り兵役招集を受けたブランクがあり、関東大震災と第二次世界大戦でも裸一貫となりましたが、持前の根性と努力で逆境を乗り越え頭角を現しました。

即ち、故人は1966（昭和41）年度の東弁会長、1971（昭和46）年度には日弁連会長に就任され職責を全うされました。

故人は、東弁会長選挙の際、各弁護士の自宅を訪問された経験から、世間の風評に反して経済的に恵まれない弁護士の多さに驚き、衣食足らずして弁護士の使命を果たすことは出来ない、弁護士の福利厚生充実が必要である、との信念から東京都弁護士協同組合の設立を提唱され、1968（昭和43）年に初代理事長に就任されました。組合設立に際しては、弁護士が金銭に絡む事業に手を出すべきではない等とする反対論も多い状況でしたが、今日では、故人の先見の明を否定する者は誰も居ないでしょう。

そして1984（昭和59）年には全国弁護士協同組合連合会の初代理事長に就任。今や協同組合は、函館を除く全国の単位弁護士会に設立され、全国組合員弁護士18,931名の生活と社会的地位の向

上に大きく寄与しています。その功績をたたえられ、故人は『協同組合の父』と称せられています。

ところで故人は、協同組合の成功も手伝ってか、事業家としての印象が強調されがちですが、これは的外れです。私生活は華美を追わず粗食、健康第一の生活で、富利を求めることはありませんでした。

その証左に、門下生の一人として私が故人より受けた薫陶の一つを披露します。

故人が受領していた顧問料の額が「会長経験者としては低額に過ぎるのではないか」と思った私は、故人に低額である理由を尋ねたことがあります。故人は『多額の顧問料をもらうと、無意識の内に顧問先を失なうまいとの気持ちが働き、心ならずも依頼者に迎合的な鑑定意見を述べることになり易い。これでは、弁護士の良心と職務の独立性は蔑ろにされ、弁護士の使命である社会的正義の実現は、到底覚束ないことになる。依頼者とは、意見の相違から何時喧嘩別れをしたとしても、事務所経営には懸念の無い体制しておくべきである』と諭されました。

私は、この教えの中に、明治生まれの在野精神に富んだ、気骨ある弁護士魂の神髄を見た思いがしました。

そしてこのお考えは、司法改革が進む今日に於いても新鮮な響きを失っていません。

故人のご逝去は、正に明治生まれの「巨星墜つ」との感を禁じ得ません。

今はただ、故人の安らかで静かな眠りとご冥福を祈るのみであります。



故 渡部喜十郎会員
2004年10月11日ご逝去・102歳
1966年度東京弁護士会会長
1971年度日本弁護士連合会会長

合 掌